事業主の皆さまへ

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充
～　キャリアアップ助成金が活用しやすくなります　～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（　）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給**した場合

○　**すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人 ～ 3人：10万円（7.5万円）　　**4人～6人：20万円（15万円）**
7人～10人：30万円（20万円）　　**11人～100人：1人当たり3万円（2万円）**

○　**一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人 ～ 3人：　5万円（3.5万円）　　**4人～6人：10万円（7.5万円）**
7人～10人：15万円（10万円）　　**11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）**

※　**職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算**

より利用しやすいように支給要件を緩和しました（平成28年8月5日～）

①　キャリアアップ計画書の提出期限の緩和

「**取組実施前1か月まで**」を「**取組実施日まで**」に変更しました。

（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）

②　賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象**となります。

③　最低賃金との関係に係る要件緩和

「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降**、賃金規定等の増額分に**発効された**最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条　（賃金）
　契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、**過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○　賃金規定

第〇条　（賃金）
　賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条　（基本給）
　基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円、〇級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

○　賃金一覧表

対象者	金額（時給）
Aさん	〇〇〇円
Bさん	〇〇〇円
Cさん	〇〇〇円

※　対象者は匿名でも可

申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。

労働局・ハローワークに相談 → キャリアアップ計画書の提出（労働局へ） → 賃金規定等の改定（作成）及び2％以上増額 → 6か月分の賃金を支給（増額後） → 支給申請 → 支給決定

要件緩和

賃金規定等の改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を提出すれば助成対象

※6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してくだい。

今年度の最低賃金額の引上げに向け取り組む場合

最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2％以上増額を行ってください。

最低賃金額の発効日（例年10月上旬～）

専門家派遣・相談事業による支援

全国４７都道府県に設置している「**最低賃金総合相談支援センター**」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご活用ください。

中小企業事業主の皆様 ⇄ **最低賃金総合相談支援センター（ワン・ストップ無料相談窓口）**

相　談 →

← 専門家派遣

- 経営と労務管理の専門家による無料相談
- 専門家による個別課題の分析・検討

※　各都道府県の**「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び連絡先は、厚生労働省ホームページに掲載**しています。**「最低賃金　相談」**で検索してください。

最低賃金　相談　検索

※　その他の支給要件もありますので、まずは都道府県労働局・ハローワークにご相談ください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

※　**コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です**（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要となる場合があります。

※　キャリアアップ助成金は、**助成人数や助成額に上限**があります。

※　キャリアアップ助成金には、**本コース以外にも以下のコースがあります。**

1 正社員化コース：有期契約労働者等を**正規雇用労働者・多様な正社員等に転換又は直接雇用**した場合

2 人材育成コース：有期契約労働者等に**一般職業訓練・有期実習型訓練等を実施**した場合

3 処遇改善コース：有期契約労働者等に関して、

① **全て又は一部の賃金規定等を改定し2％以上増額**した場合、

② 正規雇用労働者との**共通の処遇改善制度（健康診断・賃金規定等）を導入**し適用した場合、

③ **週所定労働時間を25時間未満から30時間以上延長し社会保険を適用**した場合

※　詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

事業主の皆さまへ

短時間労働者の就業促進のための支援を拡充
～キャリアアップ助成金の拡充～

就業調整を防ぎ、社会保険の適用拡大を円滑に進める観点から、**短時間労働者の賃金引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすこと**を通じ、人材確保を図る意欲的な事業主を支援します。

※　**「キャリアアップ助成金」**は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度（平成28年4月から）

① 賃金規定等改定（処遇改善コース）

（　）は中小企業以外の額

有期契約労働者等の**基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給**した場合

○　**すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人 ～ 3人：10万円（7.5万円）　　4人～6人：20万円（15万円）

7人～10人：30万円（20万円）　11人～100人：1人当たり3万円（2万円）

○　**一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が**

1人 ～ 3人：　5万円（3.5万円）　　4人～6人：10万円（7.5万円）

7人～10人：15万円（10万円）　11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※　**職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算**

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（　）は中小企業以外の額

○　短時間労働者の**週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用した場合　　１人当たり　20万円（15万円）**

平成28年10月から「② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）」が拡充されます

※　本年10月以降の変更内容については、現時点における予定です。

② 短時間労働者の労働時間延長（処遇改善コース）

（　）は中小企業以外の額

○　短時間労働者の**週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険に適用した場合**

１人当たり　20万円（15万円）　**拡充**

※　本年10月から被用者保険の被保険者が501人以上の企業（適用拡大対象企業）を対象に被用者保険の適用拡大が実施され、適用となる労働者の週所定労働時間の要件が「週30時間以上」から「週20時間以上」に変更されます。

※　今回の支給要件の変更により、引き続き適用拡大対象企業も利用することが可能となり、その他の企業でも対象労働者の範囲が広がり（週25時間以上週30時間未満も利用可）、より利用しやすくなります。

※　具体的な対象労働者は、**適用拡大対象企業の「週20時間未満の方」**（週20時間以上の方で収入要件等により社会保険に適用していない場合を含む）、**その他の企業（500人以下）の「週30時間未満の方」**となります。

※　**適用拡大対象企業は、10月1日付の契約（適用）まで変更前の制度（週25時間未満から週30時間以上に延長し社会保険適用）を利用することができます。**

○　**上記① 賃金規定等改定と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成**　**新規**

1時間以上：1人当たり 4万円（3万円）　　2時間以上：1人当たり 8万円（ 6万円）

3時間以上：1人当たり12万円（9万円）　　4時間以上：1人当たり16万円（12万円）

※　**コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要**です（裏面の人材育成コースは訓練開始日の前日の１か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※　**その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。**

LL280805派企02

（事業主の方へ）

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

助成内容		助成額　（　）は中小企業以外の額
1 正社員化コース	有期契約労働者等を ・**正規雇用労働者・多様な正社員等に転換** または ・**直接雇用**した場合	①有期→正規：１人当たり**60万円（45万円）** ②有期→無期：１人当たり**30万円（22.5万円）** ③無期→正規：１人当たり**30万円（22.5万円）** ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）　：１人当たり**40万円（30万円）** ⑤無期→多様な正社員 ：１人当たり**10万円（7.5万円）** ⑥多様な正社員→正規 ：１人当たり**20万円（15万円）** ※派遣労働者を派遣先で正規雇用等として直接雇用する場合、 ①③１人当たり30万円（中小企業以外も同額）加算 ④⑤１人当たり15万円（中小企業以外も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の者を転換等した場合 ①１人当たり10万円（中小企業以外も同額）加算 ②～⑤5万円（中小企業以外も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ④⑤１事業所当たり10万円（7.5万円）加算
2 人材育成コース	有期契約労働者等に ・**一般職業訓練**（Off-JT） ・**有期実習型訓練** （「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT） ・**中長期的キャリア形成訓練** （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） を行った場合	Off-JT《１人当たり》 賃金助成：１時間当たり**800円（500円）** 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練 最大**30万円（20万円）** 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合）　最大**50万円（30万円）** ※実費を限度 OJT《１人当たり》 実施助成：１時間当たり**800円（700円）**
3 処遇改善コース	有期契約労働者等に次のいずれかの取組を行った場合 **①すべて又は一部の基本給の賃金規定等を改定**し、**2%以上増額**させた場合 **②正規雇用労働者との共通の処遇制度を導入・適用**した場合 **③週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し社会保険を適用**した場合	①賃金規定等改定 ・すべての賃金規定等改定： 対象労働者数が １～３人:**10万円（7.5万円）**　４～６人:**20万円（15万円）** ７～10人:**30万円（20万円）**11～100人:**3万円（2万円）**×人数 ・雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定 対象労働者数が １～３人:**5万円（3.5万円）**　４～６人:**10万円（7.5万円）** ７～10人:**15万円（10万円）**11～100人:**1.5万円（1万円）**×人数 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、１事業所当たり20万円（15万円）加算 ②共通処遇推進制度 ・法定外の健康診断制度を新たに規定し４人以上実施 ：１事業所当たり**40万円（30万円）** ・共通の賃金規定等の導入・適用 ：１事業所当たり**60万円（45万円）** ③短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長　：１人当たり**20万円（15万円）**

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
◆ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しております。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク